

## 広島県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所有者の氏名	所在地	在場所	所
山本伍市 西屋勘治郎 渡邊賀市 青瀧忠義	神石郡神石高原町時安三五九一の一、六二二三の一二 神石郡神石高原町時安五四〇一の四、五七三四の一二 神石郡神石高原町時安五四〇二	神石郡神石高原町時安五四〇五の一、五四二〇の一、五七三四の三八 三四の一三、五七三四の三七、五七三四の三八 神石郡神石高原町時安五四〇五の二 神石郡神石高原町時安五六九三、五七二五	神石郡神石高原町時安五七三四の二〇 神石郡神石高原町時安五七三四の二一 神石郡神石高原町時安五七三九の五
小林伊作 田邊忠志 川上和人 井上要太郎 新屋健二 馬屋原一義 赤木乾一	神石郡神石高原町時安五七三九の六、五七三九の三四 神石郡神石高原町時安五七三九の一、五七三九の三一、五七三九の三三 神石郡神石高原町時安五七三九の二三、五七三九の一四、六一三七の二三、六二一の六、六二二一の七、六二二一の二八 神石郡神石高原町時安五七三九の二五	神石郡神石高原町時安五七三九の二、六一〇七の一、六一〇八の七、六一〇八の二〇、六一〇八の二一、六一三八の一、六一三八の二 神石郡神石高原町時安六一〇八の九、六一一五の二、六一一五の五、六一四〇の二、六一四〇の三	神石郡神石高原町時安六一〇八の一、六一一七の二二、六一二五の三 神石郡神石高原町時安六一〇八の二、六一〇八の一八、六一〇八の一九、六一九六の五、六一九八の一、六一九八の八、六一九九の一、六二〇二の二から六二〇二の四まで、六二〇七の一、六二〇七の二、六二二〇の八、六二一〇の二、六二二〇の三五、六二二〇の三六、六二二〇の三六、六二二〇の四五八から六二一〇の五一まで、六二二一の三六、六二二一の四〇、六二二一の四二、六二二一の四四、六二二一の四六、六二二一の四七、六二二三の一〇、六二二三の二七
岩畠仁吉 本石平一 吉岡正隆 定木秀夫 藤原豊 林操一郎 赤木正弘	神石郡神石高原町時安六一五の二、六一一五の六、六一三七の七、六一五七、六一五九 神石郡神石高原町時安六一七の二〇、六一一七の三七 神石郡神石高原町時安六一二四の一 神石郡神石高原町時安六一二三の二 神石郡神石高原町時安六一八六の一、六一八六の三、六一八六の四 神石郡神石高原町時安六二二〇の二 神石郡神石高原町時安六二二一の二、六二二一の二八 神石郡神石高原町時安六二二二一の二	本石芳久 山本由起子 渡邊基 平元トメ 林良左衛門 赤木乾一	

神石郡神石高原町時安六二二一の二三一  
神石郡神石高原町時安六二二五の四

赤木イシノ  
新屋榮一

## 二 指定の目的

### 水源のかん養

## 三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について